

静岡市規則第71号

静岡ヘリポート条例施行規則の一部を改正する規則をここに制定する。

令和8年3月31日

静岡市長

難波 為司

静岡ヘリポート条例施行規則の一部を改正する規則

静岡ヘリポート条例施行規則（平成15年静岡市規則第228号）の一部を次のように改正する。

第12条を第13条とし、第11条を第12条とする。

第10条中「第20条」を「第21条」に、「様式第13号」を「様式第17号」に改め、同条第1号中「様式第14号」を「様式第18号」に改め、同条第2号中「様式第15号」を「様式第19号」に改め、同条を第11条とし、第9条を第10条とする。

第8条第1項中「第15条ただし書」を「第16条ただし書」に、「様式第11号」を「様式第15号」に改め、同条第2項中「様式第12号」を「様式第16号」に改め、同条を第9条とする。

第7条第1項中「第14条」を「第15条」に、「様式第9号」を「様式第13号」に改め、同条第2項中「様式第10号」を「様式第14号」に改め、同条を第8条とする。

第6条中「第14条」を「第15条」に改め、同条を第7条とする。

第5条中「第13条」を「第14条」に改め、同条を第6条とする。

第4条第1項中「第12条第1項前段」を「第13条第1項前段」に、「様式第5号」を「様式第9号」に改め、同条第2項中「様式第6号」を「様式第10号」に改め、同条第3項中「第12条第1項後段」を「第13条第1項後段」に、「様式第5号」を「様式第9号」に、「様式第7号」を「様式第11号」に、「様式第6号」を「様式第10号」に、「様式第8号」を「様式第12号」に改め、同条を第5条とする。

第3条の次に次の1条を加える。

（構内営業の許可の申請等）

第4条 条例第12条第1項前段に規定する規則で定める場合は、次に掲げる事業を営む者が当該事業に係る営業を行おうとする場合とする。

- (1) 航空法（昭和27年法律第231号）第100条第1項又は第123条第1項の許可を受けて行う航空運送事業又は航空機使用事業
- (2) 航空法第133条第1項の届出をして行う航空運送代理店業
- (3) 道路運送法（昭和26年法律第183号）第4条第1項の許可を受けて行う一般旅客自動車運

送事業

- 2 条例第12条第1項前段の規定による営業の許可の申請は、静岡ヘリポート構内営業許可申請書（様式第5号）を指定管理者に提出して行うものとする。
- 3 指定管理者は、前項の規定による申請を許可したときは、静岡ヘリポート構内営業許可書（様式第6号）を当該申請者に交付するものとする。
- 4 前2項の規定は、条例第12条第1項後段の規定による許可を受けた事項の変更の申請及び許可書の交付について準用する。この場合において、第2項中「静岡ヘリポート構内営業許可申請書(様式第5号)」とあるのは「静岡ヘリポート構内営業変更許可申請書(様式第7号)」と、前項中「静岡ヘリポート構内営業許可書（様式第6号）」とあるのは「静岡ヘリポート構内営業変更許可書（様式第8号）」と読み替えるものとする。

様式第15号中「第10条関係」を「第11条関係」に改め、同様式を様式第19号とする。

様式第14号中「第10条関係」を「第11条関係」に改め、同様式を様式第18号とする。

様式第13号中「第10条関係」を「第11条関係」に、「第20条」を「第21条」に、「第10条の」を「第11条の」に改め、同様式を様式第17号とする。

様式第12号中「第8条関係」を「第9条関係」に改め、同様式を様式第16号とする。

様式第11号中「第8条関係」を「第9条関係」に、「第15条ただし書」を「第16条ただし書」に改め、同様式を様式第15号とする。

様式第10号中「第7条関係」を「第8条関係」に改め、同様式を様式第14号とする。

様式第9号中「第7条関係」を「第8条関係」に、「第14条」を「第15条」に、

「

減額・免除申請する理由	
-------------	--

を

」

「

減額・免除申請する事由 (○で囲む。)	1 国又は地方公共団体が公用のため利用するとき 2 離陸後天候不良等のやむを得ない事情により再度着陸のため利用したとき 3 やむを得ない事情により不時着のため利用したとき 4 その他 ( )
------------------------	--

に

」

改め、同様式を様式第13号とする。

様式第8号中「第4条関係」を「第5条関係」に改め、同様式を様式第12号とする。

様式第7号中「第4条関係」を「第5条関係」に、「第12条第1項」を「第13条第1項」に、

「

添付書類	1 位置図	2 配置図	3 平面図
	4 立面図	5 断面図	6 求積図
	7 仕様書	8 その他 ( )	
その他			

受付印
-----

を

」

「

添付書類	1 配置図	2 平面図	3 立面図
	4 断面図	5 求積図	6 仕様書
	7 その他 ( )		
その他			

受付印
-----

に

」

改め、同様式を様式第11号とする。

様式第6号中「第4条関係」を「第5条関係」に、

「

利用面積	左のうち、工作物の設置面積
平方メートル	平方メートル

を

」

「

利用面積	左のうち、 工作物の 設置面積	平方メートル
	平方メートル	平方メートル

に

」

改め、同様式を様式第10号とする。

様式第5号中「第4条関係」を「第5条関係」に、「第12条第1項」を「第13条第1項」に、

利 用 面 積 平方メートル	左のうち、工作物の設置面積 平方メートル	を
-------------------	-------------------------	---

利 用 面 積	平方メートル	左のうち、 工作物の 設置面積	平方メートル	に、
---------	--------	-----------------------	--------	----

添 付 書 類	1 位置図 2 配置図 3 平面図 4 立面図 5 断面図 6 求積図 7 仕様書 8 その他 ( )	受付印   	を
そ の 他			

添 付 書 類	1 配置図 2 平面図 3 立面図 4 断面図 5 求積図 6 仕様書 7 暴力団排除に関する誓約書兼同意書 8 その他 ( )	受付印   	に
そ の 他			

改め、同様式を様式第9号とし、様式第4号の次に次の4様式を加える。

様式第5号（第4条関係）

静岡ヘリポート構内営業許可申請書

年 月 日

(宛先) 指定管理者  
名 称  
代表者氏名

申請者 住所 { 法人にあっては、その  
主たる事務所の所在地  
氏名 { 法人にあっては、その  
名称及び代表者の氏名  
電話

静岡ヘリポート条例第12条第1項の規定により、静岡ヘリポートにおいて構内営業の許可を受けたいので、次のとおり申請します。

営業場所	
営業種目	
営業目的	
営業面積	平方メートル
利用期間(※)	年 月 日から 年 月 日まで
工事期間(※)	年 月 日から 年 月 日まで
添付書類(※)	1 配置図 2 平面図 3 立面図 4 断面図 5 求積図 6 仕様書 7 暴力団排除に関する誓約書兼同意書 8 その他 ( )
その他(※)	

受付印

(注)

- 1 選択肢のある事項は、該当番号を○で囲んでください。
- 2 (※) 欄については、静岡ヘリポート人工地盤利用許可申請書(様式第9号)を併せて申請する場合、共通する事項については省略ができるものとします。

様式第6号（第4条関係）

第 号  
年 月 日

様

指定管理者  
名 称  
代表者氏名 ⑩

静岡へりポート構内営業許可書

年 月 日付けで申請のあった静岡へりポートにおける構内営業の許可について、次のとおり許可します。

営業場所	
営業種目	
営業目的	
営業面積	平方メートル
利用期間	年 月 日から 年 月 日まで
使用料	円
許可条件等	



様式第8号（第4条関係）

第 号  
年 月 日

様

指定管理者

名 称

代表者氏名

印

静岡ヘリポート構内営業変更許可書

年 月 日付けで申請のあった静岡ヘリポートの構内営業の変更について、  
次のとおり許可します。

変更を許可 した事項	
変 更 日	年 月 日から
許可条件等	

## 附 則

### (施行期日)

- 1 この規則は、令和8年4月1日から施行する。

### (経過措置)

- 2 この規則の施行の際、現に改正前の静岡ヘリポート条例施行規則（以下「旧規則」という。）の様式により提出されている文書は、この規則による改正後の静岡ヘリポート条例施行規則の相当様式により提出された文書とみなす。
- 3 この規則の施行の際、旧規則の様式により作成されている用紙は、当分の間、調整して使用することができる。